向原土地区画整理事業への支援に関する決議を可決

~課題に真摯に向き合い最善を尽くすことを市に要望~

「向原土地区画整理事業への支援について」の請願書が向原土地区画整理組合から提出され、趣旨採択されました。

向原土地区画整理事業の支援については、市と組合の相互が課題に真摯に向き合い、最善を尽くす必要があることから、請願の審議を踏まえ、議員9名から下記決議(案)が提出され、 賛成多数で可決されました。

向原土地区画整理事業への支援に関する決議

当該土地区画整理事業は、地権者自らが組織する組合の施行によるものであり、保留地の処分金を主な財源として着手した。しかし、その後の経済状況や地価下落により、事業計画及び収支は大きく崩れ、資金不足が発生し、解消できずに、現在に至っている。

国は施行指針の中で、組合経営の健全化を図るためには、組合員の自助努力により各種方策を機動的に導入することが必須であるとしている。

当該組合の事業は既に完了し、債務のみが残されている状況から、組合は、その経営状況を自ら再度的確に把握し、その位置を認識するとともに必要な措置を講ずることが求められており、 自助努力の第一段階として賦課金を徴収したことは評価する。

一方、指導的立場にある市や関係機関の取り組みも非常に重要かつ不可欠である。

我々は、この置かれた現状を重く受け止め、これまでの市長の提案のとおり、解決に向けた組合の自助努力及び関係機関の協力を礎として、相互が本件の課題に真摯に向き合い、最善を尽くすことを求めるものであるが、市は下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 市と向原土地区画整理組合は、現在、本件について調停の最中にある。その結果が出された場合、市は最大限これに配慮しつつ、真摯な対応に注力すること。
- 2 市が支援の可否判断をする場合は、法的根拠又は類する根拠に向き合って論ずること。

以上、決議する。

主な討論

・向原土地区画整理事業は公共性の高い事業であり、新たな住宅が立ち並び良好な市街地環境となりつつある。決議案は現在進められている調停への配慮もあり、課題解決へ向けての指針となりえると考えるため賛成

賛 成 討 論

反 対 討 論

- ・土地区画整理事業はまだ多くの資産が残っており、この資産を精算しない限りこの決議は無意味となるため反対
- ・組合の請願の期待に応えるにはこの決議では足 りないため反対
- ・調停終了後に慎重に精査し議論すべきと考える ため反対

議員全体視察研修を実施 10月1日~13日

10月12日に秋田県男鹿市・大潟村(秋田県男鹿半島・大潟ジオパーク)、13日には秋田県大仙 市を訪問し、市議会議員全体視察研修を実施しました。

【視察地及び研修事項】

- ①秋田県男鹿市・大潟村 (秋田県男鹿半島・ 大潟ジオパーク)
 - ○男鹿半島・大潟ジオパークのテーマと特 徴について
- ②秋田県大仙市
 - ○小中学校における学力向上の取り組みに ついて



▲大潟村干拓博物館前にて



▲大仙市役所前にて



▲大潟村干拓博物館にて説明を受ける議員

-般質問における一問一答方式の導入を 市に申し入れました

一般質問における一問一答方式について質疑の論点 を明確にし、市民に開かれたよりわかりやすい議会を 目指すため、8月29日、市長に一問一答方式導入に関 する申し入れを行いました。

次回定例会の一般質問から試行的に一問一答方式を 導入する予定となっています。

※一問一答方式については裏表紙「豆辞典」を参照



▲議長から市長へ申し入れ